

街区の新設について

住居表示に関する条例（高槻市条例第521号）第2条の規定により次のとおり街区を新設する。

令和7年6月5日

高槻市長 濱田剛史

1 実施区域 別図のとおり街区を新設する。

2 町名及び街区符号 東天川五丁目8番街区

3 実施期日 令和7年6月5日

街区位置図

東天川五丁目

別図

